* 重要な会計方針に関する基準の定め

|  |
| --- |
| 基準80-2. 顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、次の項目を注記する。(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容（80-14 参照）(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）（80-18(1)参照）基準80-3. 前項の項目以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記する。 |

* 重要な会計方針等検討シート

|  |  |
| --- | --- |
|  | 各事業に共通 |
| 重要な会計方針 |
| * 基本となる原則（基準16）
* 5つのステップの適用（基準17）
 |  |
| 　対象外（基準3） |  |
| 主要な事業 |  |  |  |  |
| * 主要な事業における主な履行義務の内容（基準80-2(1)）\*1\*2
* 企業が顧客に移転することを約束した財又はサービスの内容（基準80-14本文）\*1\*2
 |  |  |  |  |
| 財又はサービスの性質\*2 |  |  |  |  |
| 当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）\*2（基準80-2(2)、80-18(1)） |  |  |  |  |
| 一定の期間にわたり充足される履行義務の場合（基準80-18(2)参照）* 収益を認識するために使用した方法（進捗度の見積り方法等）
* 当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠\*2
 |  |  |  |  |
| 一時点で充足される履行義務の場合（基準80-18(3)参照）* 財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断\*2
 |  |  |  |  |
| 5つのステップのその他の論点（代替的な取扱いを含む） |  |  |  |  |
| 表示の方法等* 契約資産、契約負債等の内容
* 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響（基準80-20(4)）
 |  |  |  |  |
| 不確実性 |  |  |  |  |
| 収益認識に関する注記 |
| 収益の分解情報の分解区分 |  |  |  |  |
| 契約資産 |  |  |  |  |
| 契約負債 |  |  |  |  |
| 返金負債・返品資産 |  |  |  |  |
| 残存履行義務に配分した取引価格 |  |  |  |  |

\*1　「主要な事業における主な履行義務の内容（基準80-2(1)）」は、有価証券報告書「第2事業の状況」や「第4経理の状況」のセグメント情報等で開示されている主要な製品・サービス等の内容と整合するようにする必要があります。

\*2　履行義務の内容、すなわち、企業が顧客に移転することを約束した財又はサービスの内容、そして性質が、履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）や会計処理の方法を決定する際の根拠となる場合が多いため、その根拠と結論の関係を意識して上記を記載することが、開示目的に照らした開示を行ううえで効果的です。

なお、収益認識の開示の検討例は、「収益認識のポジション・ペーパー作成実務　開示、内部統制等への活用」（高田康行著、中央経済社2021年7月）「PART2 ５つのステップの論点整理と開示実務」「Ⅱ開示の作成実務」を参照ください。製造業、ソフトウェア業、そして不動産業の3つの実在しない企業の前提を置いて、各社の「重要な会計方針の注記」や「収益認識に関する注記」の検討過程と結論を解説しています。